

2012春闘学習会 生活安定型賃金体系確立と組織拡大 タクシー事業法の成立

(群馬地連)

2012年3月21日 2012春闘学習会を開きました。

全自交群馬地連は、3月21日に地連2012春闘学習会を開催し、2012春闘方針を確認しました。

冒頭の柏木委員長の挨拶で、今春闘の取り組みの重要課題、重要性について、3点の提起（①生活安定型賃金体系②組織拡大の取り組み③タクシー事業法）の3点は今春闘で確立する事の重要性が述べられました。また、今春闘学習会では、群馬地連春闘方針の提起を、特別に委員長より提起され討議、討論を経て、方針内容を確認し、決定し、全労組の全力で取り組むことが確認されました。



①現在、地連加盟労組の賃金体系が、累進歩合体系を含んだB型体系であることから、まず、固定給部分を含んだAB型体系を要求し、全産業労働者との差是正のため、生活安定型賃金体系の確保の要求をする。

②現在の地連構成組織、人員は、10年前の3分の1まで減少していることから全労組、地連として、存続を維持するためにも、組織拡大は重要な課題であり、各労組、地連で拡大を図る行動を進めていくこと。

③.現在のハイタク労働者の生活維持さえ困窮している実態を改善するには、法的な規制、位置付けが不可欠であり、群馬地連として、全労組一丸となって、実現に向けた、取り組みを進めていくこと。

④現在の「タクシー適正化・活性化特別措置法」による、減休車の地域適正車両数までの減休車の指導強化を運輸当局に求めると共に、経営側に対しても特措法の目的の再認識を迫り、減休車の促進を求めて行く取り組みを強化していくこと。また、単組要求課題を併せて、確実に提出し、交渉は粘り強く継続させること。

以上、4点を確認し、現在、各労組要求を提出し、徐々に交渉を進行させている状況にあります。例年、5月にずれ込んでいる状況です。